

改正

平成24年12月17日市長決裁

平成27年1月5日市長決裁

平成28年11月28日市長決裁

平成29年3月9日市長決裁

令和2年11月16日市長決裁

令和6年11月14日市長決裁（副市長専決）

千歳市建設工事請負業者級別格付評定要領

（目的）

第1条 千歳市建設工事請負業者資格審査基準に関する規程（平成3年千歳市訓令第2号。以下「規程」という。）別表審査基準第2項第1号及び第2号に規定する格付の等級別の基準数値並びに同項第4号に規定する発注者別評価点に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（等級別の基準数値）

第2条 規程別表審査基準第2項第2号に規定する格付の等級別の基準数値は、次表のとおりとする。

| 工種 | 等級 | 基準数値 |
|--------|----|--------------|
| 土木一式工事 | A | 850点以上 |
| | B | 750点以上850点未満 |
| | C | 750点未満 |
| 建築一式工事 | A | 820点以上 |
| | B | 670点以上820点未満 |
| | C | 670点未満 |
| 舗装工事 | A | 800点以上 |
| | B | 700点以上800点未満 |
| | C | 700点未満 |
| 管工事 | A | 700点以上 |
| | B | 600点以上700点未満 |

| | | |
|------|---|--------------|
| | C | 600点未満 |
| 電気工事 | A | 700点以上 |
| | B | 600点以上700点未満 |
| | C | 600点未満 |
| 造園工事 | A | 700点以上 |
| | B | 600点以上700点未満 |
| | C | 600点未満 |

(発注者別評価点)

第3条 規程別表審査基準第2項第4号に規定する発注者別評価点の付与点数は、次の基準により算定する。

(1) 工事施行成績に係る評価点

各工事担当課長の報告に基づく直前2年間の工事施行成績評定（千歳市工事施行成績評定要領（平成3年5月31日市長決裁）第4条の規定により評定した工事施行成績をいう。）について、工種毎の各平均評定点に応じて、次式により加点及び減点する。

ア $(\text{工事成績平均点} - 65) \times 2.5$

イ 工事成績平均点及び算出された数値は、小数点以下切捨てとする。

ウ 工事成績平均点が千歳市工事施行成績評定要領に基づく不良と判断する65点未満の場合は、マイナス評価とする。

エ 直前2年間に成績評定を行っていない場合は、0点とする。

(2) 環境対策に係る評価点

次のいずれかの認証を取得している者については、付与点数10点を加点する。

ア 一般財団法人持続性推進機構が認証するエコアクション21

イ 社団法人北海道商工会議所連合会エイチ・イー・エス推進機構が認証する北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）

ウ 北海道が登録する北海道グリーン・ビズのうち「優良な取組部門」

エ 千歳版環境マネジメントシステム（ECOちとせ）

(3) 季節労働者通年雇用に係る評価点

季節労働者の通年雇用奨励金の利用事業者、季節労働者の通年雇用化が進展した事業者又は通年雇用化が100%である事業者については、付与点数10点を加点する。

(4) 高年齢継続雇用に係る評価点

高年齢被保険者を雇用し、高年齢被保険者数が進展した事業者については、付与点数5点を加点する。

(5) 障がい者雇用に係る評価点

障がい者を雇用し、次のいずれかに該当する者については、付与点数5点を加点する。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務がある事業者は、雇用率を達成

イ 雇用義務がない事業者は、障がい者を1人以上雇用

(6) 地域貢献活動に係る評価点

千歳市内における地域に貢献されたと社会的に認められる次のいずれかの活動を行った者については、付与点数5点を加点する。

ア 公共施設の清掃

イ 環境美化

ウ 福祉・教育事業に対する支援

エ 地域におけるまちづくり行事への参加

(7) 担い手の育成及び確保に係る評価点

ア 若年者（満35歳未満）を雇用し、次のいずれの要件を満たす者については、付与点数10点を加点する。

(ア) 雇用期間の定めのない雇用契約労働者を審査基準日時点で3ヶ月を超えて継続して雇用している者

(イ) 採用時点において、年齢が満35歳未満の者

イ 審査基準日の直前2年間において、技術者の技術向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格の取得など技術力の向上を目指す職員に対する支援を行った者については、付与点数5点を加点する。

(8) 女性技術者雇用に係る評価点

女性技術者（建設業法第7条又は第15条に規定する国家資格を有する者）を1名以上雇用している者については、付与点数5点を加点する。

(9) 仕事と家庭の両立支援に係る評価点

次のいずれかに該当する者については、付与点数10点を加点する。

ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定により

一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしている者

イ 北海道働き方改革推進企業認定制度実施要綱（平成31年3月15日雇労第1287号）に基づく登録を受けている者

(10) 安全及び安心への貢献

次のいずれかに該当する者については、付与点数5点を加点する。

ア 千歳市又は千歳市内にある国、道の機関との防災協定を締結している者、又は所属する団体等が協定を締結している場合は、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる者

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項の規定により事業継続力強化計画の認定を受けた者又は事業継続計画（BCP）の策定を行った者

附 則

この要領は、平成22年7月7日から施行する。

附 則（平成24年12月17日市長決裁）

1 この要領は、平成24年12月17日から施行する。

（経過措置）

2 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の評価項目等が平成23年4月1日及び平成24年7月1日に改正されたことに伴い、次の各項に定める措置をする。なお、この措置は、平成25・26年度千歳市競争入札参加資格審査に限り実施する。

3 ISO9001の登録がある者のうち、次の各号に定める条件をすべて満たす者には、発注者別評価点として7点を加点する。

(1) 平成25年1月1日現在においてISO9001の登録があり、平成25・26年度千歳市競争入札参加資格審査申請（以下「審査申請」という。）において登録証の提出があった者

(2) 審査申請において提出された、経営事項審査の総合評定値通知書（以下「経審通知書」という。）の評価項目のうち、「ISO9001の登録の有無」が「無」の者

(3) 第4条に規定する審査対象者

4 ISO14001の登録がある者のうち、次の各号に定める条件をすべて満たす者には、発注者別評価点として7点を加点する。

(1) 平成25年1月1日現在においてISO14001の登録があり、審査申請において登録証の提出があった者

(2) 審査申請において提出された経審通知書の評価項目のうち、「ISO14001の登録の有無」

が「無」の者

(3) 第4条に規定する審査対象者

5 雇用保険に加入がない者のうち、次の各号に定める条件をすべて満たす者は、発注者別評価点として14点を減点する。

(1) 審査申請において平成24年7月1日の改正前の経審通知書を提出した者

(2) 審査申請において提出された経審通知書の評価項目のうち、「雇用保険加入の有無」が「無」の者

(3) 第4条第1項に規定する審査対象者

6 健康保険及び厚生年金保険に加入がない者のうち、次の各号に定める条件をすべて満たす者は、発注者別評価点として71点を減点する。ただし、健康保険又は厚生年金保険のいずれかに加入していることを証明できるものを提出した者は、発注者別評価点として14点を減点する。

(1) 審査申請において平成24年7月1日の改正前の経審通知書を提出した者

(2) 審査申請において提出された経審通知書の評価項目のうち、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」が「無」の者

(3) 第4条第1項に規定する審査対象者

附 則（平成27年1月5日市長決裁）

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則（平成28年11月28日市長決裁）

この要領は、平成28年11月28日から施行する。

附 則（平成29年3月9日市長決裁）

（施行期日）

1 この要領は、平成29年3月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の千歳市建設工事請負業者級別格付評定要領第2条の規定は、この要領の施行の日以後に行う格付の等級別の基準数値について適用し、同日前に行った格付の等級別の基準数値については、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月16日市長決裁）

この要領は、令和2年11月16日から施行する。

附 則（令和6年11月14日市長決裁（副市長専決））

この要領は、令和6年11月14日から施行する。